






港区

## 助成メニュー例

エレベーター内チェア	<ul style="list-style-type: none"> <li>●エレベーター内に設置するものです。</li> <li>●地震等の発生により閉じ込められた際に使用します。</li> <li>●中には、水やトイレ等の物資が入っています。</li> </ul>	
非常用マグネシウム 空気電池	<ul style="list-style-type: none"> <li>●水2ℓを用意するだけで充電可能でA4サイズの棚に収納できます</li> <li>●情報収集手段となるスマートフォンの充電ができます。</li> </ul>	
簡易トイレ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地震等の発生により自宅のトイレが使用できなくなった場合、屋外・屋内に設置するものです。</li> <li>●便袋等を使用し、使っていただきます。</li> </ul>	

## 高層住宅に 防災資器材を助成します

お問い合わせ・申し込み先：各地区総合支所 協働推進課

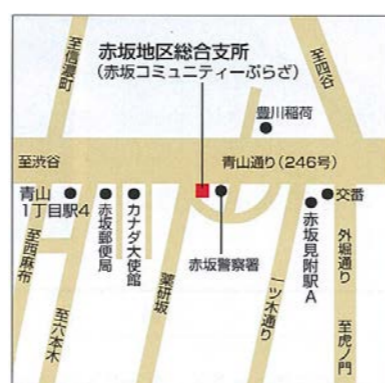
**芝地区総合支所**  
芝公園1-5-25  
電話3578-3121



**麻布地区総合支所**  
六本木5-16-45  
電話5114-8802



**赤坂地区総合支所**  
赤坂4-18-13  
電話5413-7272



**高輪地区総合支所**  
高輪1-16-25  
電話5421-7621



**芝浦港南地区総合支所**  
芝浦1-16-1  
電話6400-0031



**防災課**  
地域防災支援係  
〒105-8511  
芝公園1-5-25  
電話 3578-2517  
※地図は芝地区総合支所と同じ(5階)



●震災時における**居住者の安全**を確保するための、**高層住宅内の防災設備の充実**が目的です。

●高層住宅の防災力を向上させるため、高層住宅居住者で結成された防災活動に取り組む組織(高層住宅防災組織)に対して、防災資器材の助成を行います。

## 助成の内容

●防災資器材は現物助成となります。

●1棟住戸数に応じた限度額内で、区が定めたメニューから希望の防災資器材を選択します。

## 現物助成限度額

1棟住戸数	助成限度額
50～69戸	170,000円
70～99戸	247,000円
100～250戸	299,000円
251～500戸	412,000円
501戸以上	556,000円

## 助成の対象

●1棟につき地階を除く6階以上かつ住戸数50戸以上の高層住宅が対象です。

●上記の条件を満たす高層住宅で結成された、高層住宅防災組織に対して防災資器材を助成します。

## 防災組織の結成

●結成届、組織規約、防災計画の提出が必要です。(書類は港区公式HPにてダウンロードできます。)

また、助成する防災資器材は共用部分等に設置することが考えられるため、下記の書類の提出も必要です。

【分譲の場合】

- ・マンション管理組規約 1部
- ・マンション管理組合役員名簿 1部

【賃貸の場合】

- ・共同住宅所有者が確認できるもの(登記簿謄本等) 1部

※結成届に確認欄がありますので、そちらも記入漏れの無いようご注意ください。

組 織  
第1号様式(第3版関係)  
(港区) 港 区  
年月日  
組織名称  
代表者氏名  
高層住宅防災組織結成届出書  
高層住宅防災組織を結成したため、港区高層住宅への防災対策の促進に関する条例第3条第3項の規定により届け出ます。  
組織名称  
高層住宅名称  
高層住宅の階数  
地上 地下 階  
住戸の階数に該当する階数  
組織の規模  
高層住宅防災組織員数  
住戸数(年月現在)  
高層住宅住戸数  
住戸数(年月現在)  
結成年月日  
年月日  
代表者  
住所  
港区  
氏名  
港区  
電話番号  
港区  
住所  
港区  
氏名  
港区  
電話番号  
港区  
届付書類 1. 高層住宅防災組織役員名簿 1部  
2. 組織規約 1部  
3. 役員名簿 1部  
マンション管理組規約/共同住宅所有組規約  
上記高層住宅防災組織が「港区高層住宅への防災資器材助成実施要綱」により助成される資器材を当該共同住宅に設置することを承認します。  
住所  
港区  
氏名  
港区  
電話番号  
港区  
※資器材の申請は共同住宅所有者の承認を受けてください。  
届付書類 【分譲】マンション管理組規約 1部  
マンション管理組合役員名簿 1部  
【賃貸】共同住宅所有者が確認できるもの(登記簿謄本等) 1部

## 留意事項等

- 共同住宅に対する助成制度です。事業所ビルは対象とはなりません。
- 他の制度で既に区から防災資器材の助成を受けている団体は、原則対象とはなりません。
- 共同住宅1棟につき1回限りの助成です。過去に助成を受けた場合、お申込みできません。
- 防災資器材については、高層住宅にお住まいのみなさんの防災・災害対応に役立てるためのものとしてください。
- 防災資器材については、日頃から訓練等を実施して使用方法を確認し、“いざ”という時に備えてください。

※同一敷地内に6階以上の棟が複数あり、それらの住戸数を足し合わせると50戸以上になる場合は、お問い合わせください。

## 助成の方法

- 1 高層住宅内で防災組織を結成し、区(各支所)に届出をします。
- 2 届出書に不備が無ければ区(防災課)から防災資器材助成に係る書類が送付されます。
- 3 防災資器材助成申請書を区(防災課)に提出します。
- 4 防災資器材助成申請書に不備が無ければ、後日防災資器材が届きます。

## 申し込みの流れ

